

提供日 2023/3/27  
タイトル 監査結果の公表（令和4年度第5回）  
担当 監査委員事務局監査課  
連絡先 監査班  
TEL 054-221-2296



Shizuoka Prefecture

監査委員は、令和4年11月4日から5年3月10日までに実施した定期監査等の監査結果を公表する。  
今回の定期監査等の公表は、令和4年度第5回である。

## 1 定期監査等

### (1) 監査の実施時期

令和4年11月4日から5年3月10日までに実施した定期監査等

### (2) 監査対象箇所

定期監査 55機関（出先55機関）  
随時監査 20機関（本庁1機関、出先19機関）  
財政的援助団体等監査 9機関

### (3) 監査結果

ア 指摘等のあった機関 6機関  
イ 指摘等件数 8件  
（ア）指 摘 4件  
（イ）注 意 4件

## 2 指摘等の内容（用語の説明は4頁）

別紙「監査結果の概要」のとおり

## 3 今回の公表事案の特記事項

監査結果の合計は8件で、昨年同時期と比べ3件減少した。監査結果の中で重大な法令違反などの不適切な事項に該当する「指摘」、指摘の次に重い「注意」は、いずれも1件減少した。

また、事務処理の見直しなどに対する「意見」は1件減少した。

年度	実施箇所	指摘	注意	意見	計
R4（11～3月）	84箇所	4件	4件	0件	8件
R3（11～3月）	64箇所	5件	5件	1件	11件
増減	20箇所	△1件	△1件	△1件	△3件

## 監査結果の概要

## 【定期監査】

監査箇所	区分	概要	
下田財務事務所	指摘	件名	不動産取得税の課税誤り
		内容	下田財務事務所は、令和2年度及び4年度に、不動産取得税32件において、誤って10,313,000円を過大に課税した。
下田土木事務所	指摘	件名	建設工事等における不適切な事務処理
		内容	下田土木事務所は、平成29年度及び30年度に実施した複数の工事等において、担当者が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことに気付かないまま、計1,216万円を過大に支出した。
東部健康福祉センター	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	<p>東部保健所は、令和4年4月に、入所予定の新型コロナウイルス感染症の罹患患者1人分の個人情報データを宿泊療養施設にメール送信する際、メールアドレスの入力操作を誤り、県内の小学校493校に送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、基礎疾患、アレルギー等）を流出させた。</p> <p>また、同年9月に、新型コロナウイルス感染症患者3人分の個人情報が記載された新型コロナウイルス感染症発生届を静岡県新型コロナウイルス療養者支援センターにFAX送信する際、誤って薬局1店舗にも送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、発病年月日、感染経路・感染地域等）を流出させた。</p>
中部健康福祉センター	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	<p>中部保健所は、令和4年4月、3日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の市町別発生状況を管内の関係機関23か所にメールで情報提供する際、誤って、その基礎データである146人分の氏名、居住市町名等の個人情報を一緒にデータ送信したため、当該146人が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p> <p>さらに、同月下旬には、新型コロナウイルス感染症の罹患患者から申請があった「宿泊・自宅療養証明書」219人分について、申請者とは別の罹患患者の住所で証明書を作成し、郵送した。そのうち218人分については未開封のまま回収することができたが、1人分は、開封後に回収されたため、当該患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p>
島田土木事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	島田土木事務所は、令和3年度に実施した道路舗装工事において、交差点協議（公安委員会協議）が未了のまま発注し、協議が整わなかったことから、工事の大部分を取り止め、大幅な減額となる変更契約を行った。

島田土木事務所	注意	件名	建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発
		内容	島田土木事務所では、令和3年度から4年度にかけて実施した道路工事において、令和2年度に先行工事で発生した工事関係者の死亡事故と同じ作業箇所で、同一の施工業者による死亡事故が発生した。
沼津土木事務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	沼津土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件19,900円の収入欠損が発生した。
島田土木事務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	島田土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件43,400円の収入欠損が発生した。

参 考

監査結果における指摘・注意・意見について

監査委員事務局

項 目	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項 ・ 法令・条例・規則に違反している事項 ・ 収入確保に適切な措置を要する事項 ・ 予算を目的外に支出している事項 ・ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 ・ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項
注 意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項、その他特に注意すべき事項
意 見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項